

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする高校生のための
高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～

補 助 金

令和7年度 募集要項

※令和7年3月下旬に予定されている議会の予算議決をもって実施が決まります

令和7年2月

兵庫県産業労働部国際課

募集要項

1 プロジェクトの概要 2ページ

2 プロジェクト内容と補助対象経費 4ページ

3 補助対象者 6ページ

4 補助金額及び補助率 6ページ

5 補助件数・補助対象期間 7ページ

6 申請の流れ 7ページ

7 申請書類・添付書類 8ページ

8 留学派遣者の選考について 11ページ

9 お知らせ・お願い 11ページ

1 プロジェクトの概要

高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～とは？

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする高校生を、兵庫県が企業の皆さんと協働で支援することで、高校生の留学をより一層促進し、グローバルな視点・能力を育成していくプロジェクトです。

また、兵庫県のアンバサダーとして、ひょうごの魅力を発信する活動を行うなど、兵庫を舞台に国際的に活躍する若者の育成につなげていくものです。

プロジェクトに参加するには？

高校生が、**自分自身で留学計画を立案・作成**してください。**留学先は、安全が確保される地域であれば、制限はありません。（言語も含む）**

その際、自身の興味・関心に基づいて留学先での課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と協働したりしながら取り組むなど、世界水準に触れ、将来のキャリア形成に活かしてください。

自らが考え、責任をもって行動する体験から、将来のひょうごを担う人材の礎となるほか、海外での兵庫ファンを生み出すアンバサダーとしての活躍を期待しています。

兵庫県のアンバサダーとは？

ひょうごの魅力を、海外や国内で発信する役割を担います。

兵庫県の魅力ある施設や特産品、文化や、自身の出身地の特色を紹介、また、ホストファミリー宅で和食を振舞うことでひょうごの食文化等について語り合うなど、積極的な交流・発信を行います。また帰国した後、留学先での様々な経験を、在籍高校や地域の学生・生徒等に伝えるなどの取り組みをして下さい。

留学先で、情報を発信し、より理解力を高めるために

そのため、留学に先立ち、皆さんが興味・関心を持つ「**ひょうごフィールドパビリオン**」※（**兵庫県内の魅力ある施設や特産品等**）を複数体験していただき、留学先で積極的に発信していただくことを課題としています。

※「ひょうごフィールドパビリオン」とは

地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただく取組です。

現在、第8次認定プログラムまで、県内 260 か所が認定済です。

【参考】「ひょうごフィールドパビリオン」の展開

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>

（英語版概要）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/documents/field-pavilion-e.pdf>

また、貴重な約1カ月の留学期間を充実して過ごすため、**留学前の研修も予定**していますので、留学先でのコミュニケーションスキルの向上に努めてください。

2 プロジェクト内容と補助対象経費

以下の活動例から、あなたの「学びたい」「極めたい」分野を選択して取り組みを行ってください（他の分野や、組み合わせも可能です）。

留学先での活動(例)	
① スポーツ	<ul style="list-style-type: none">・留学先でスポーツクラブに参加、現地の競技を体験・自身がひょうごで取り組む競技を現地でスキルアップ
② 芸術	<ul style="list-style-type: none">・美術学校やファッション関連の学校などで知識を吸収・音楽学校やダンススクールなどで能力を磨き上げ
③ 社会貢献	<ul style="list-style-type: none">・様々なボランティア活動を現地で体験・NGO団体などの地域への貢献活動に参加
④ 地域産業	<ul style="list-style-type: none">・農場等での実地研修に参加・自身の地域の伝統産業を紹介し、現地の関心を調査
⑤ ビジネス	<ul style="list-style-type: none">・グローバルに活躍する企業を訪問、インタビュー・スタートアップ企業を訪問し、新たな可能性を調査
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none">・上記①～⑤にかかわらず、高校生自身で開拓して、学びたい、極めたい分野から申請してください

対象になる経費は何ですか？

補助対象となる経費は、留学を行うための準備から、実際の滞在期間に必要なとなる次の経費となります。

※留学先での安全確保の為、**海外旅行傷害保険へは必ず加入**して下さい

経費(例)

往復航空券（ただし、エコノミークラス1往復分に限る）、留学計画の実施に必要な研修費・施設利用費（現地語学学校の受講料・学費等を含む）、宿泊費（ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用）、海外旅行傷害保険 等

※旅券・査証取得手続諸費用、予防接種費、自宅から国際空港までの国内交通運賃（1往復分）、受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）、空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用等も対象となります。

対象にならない経費は何ですか？

以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の購入に係る経費
- ・文房具、その他事務用品等の消耗品代
- ・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待などの費用
- ・自家用車での移動に要する費用
- ・各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・補助対象期間外に支払を行ったもの
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

3 補助対象者

補助対象者、留学対象者は？

留学の対象者は、**令和7年度に兵庫県内の国公私立の高等学校等に在籍**している**高校生**になります。補助金の対象者は、その**保護者**になります。

(1) 以下の各要件を満たすこと

内 容 等	
留学者 対象要件	<p>① 概ね令和7年7月1日から令和7年8月31日までに海外留学を開始する者とし、活動内容の実施に必要性が認められる場合は、当該期間以外も含む。</p> <p>② 留学終了後、在籍高校等に戻り学業を継続する者または卒業を目指す者</p> <p>③ 留学前にフィールドパビリオン（兵庫県内の魅力ある施設や特産品等）を複数体験し、兵庫県のアンバサダーとして、魅力を発信できる者</p>

(2) これまでに「高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～」の支援を受けた高校生は対象外となります。

4 補助金額及び補助率

補助金額と補助率はいくらですか？

補助金は、**50万円を上限に、定額支給**します。

補助金の申請は1高校生につき1回限りとして、補助金は保護者に対して支給されます。

内 容 等		
補 助 率	定額	
補 助 金 額	下表の各補助対象経費区分に応じた額	
	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
	50万円以上～ (500,000円～)	定額50万円
0円～50万円未満 (0円～499,999円)	所要経費相当	

5 補助件数・補助対象期間

補助金は何件支払われますか？

令和7年度実施分は、20件程度になります。

いつからの経費が、補助の対象となりますか？

補助の対象期間は、令和7年4月1日から、留学終了日までの経費とします。補助対象経費の領収書・レシートの日付が令和7年4月1日以降から、留学終了日の経費が補助の対象となります。

※留学終了日とは、留学先から自宅まで一連の移動を行った場合の帰宅日とします。

6 申請の流れ

申請はいつ行えばいいですか？

留学計画をとりまとめ、必要書類を準備のうえ、在籍高校等に申請することが必要となります。

まずは、高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～申込書に留学で取り組みたい活動や、そのために必要な経費の見込額を記載して、在籍高校等に提出してください。（在籍高校等から兵庫県への提出締切は、令和7年4月25日(金)）

その際、担当教諭等としっかり相談してください。

提出された参加申込書について、書類選考を行います。その合格者には面接等の選考試験を行い、在籍高校等を経由して選考結果を通知します。（5月）

最終合格者は「HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト補助金」交付申請書を兵庫県産業労働部国際課あて、提出してください。（6月）

留学が終了した後、実績報告書を提出していただき、活動内容が確認できたら補助金を交付します。（8～9月）

申請スケジュールのイメージは下表のとおりです。

※スケジュールは予定ですので、変更する場合があります。

募集・選考等スケジュール	
3月	申込開始
4月	(4/25 ㄨ)
5月	選考・結果通知 (～5月末) 補助申請 (～6月末)
6月	事前研修会等 (6月) 概算払(航空券代) (申請確認後)
7月	留学 (7～8月) 実績報告 (留学終了後～9月末)
8月	書類選考 (5月上旬) 選考結果通知(書類) (5月中旬) 面接審査 (5月下旬) 選考結果通知(面接) (～5月末)
9月	精算払 (実績確認後)
10月	帰国後報告会 (10月以降)
11月	
12月	

7 申請書類・添付書類

申請書類と、添付する書類は何が必要ですか？

提出いただいた申請書類・添付書類等は返却いたしません。必要な書類がある場合は、コピー等で保存をお願いします。

(1) 応募での申請書類

説明・具体例	
申込書 (様式第1)	兵庫県が指定する様式に記入し、 電子メールで提出 してください。
留学実施計画書 ※概要パワーポイント含む (別紙1)	様式は兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。
経費見込一覧表 (別紙2)	選考結果は在籍高校等を経由して電子メールでお知らせします。 PDF文書で送信予定ですので、メールアドレスをご記入ください。 お持ちでない方は、その旨、記載してください。

※兵庫県立の高校については、兵庫県教育委員会事務局高校教育課に提出してください。

※申込書・留学計画書・経費見込一覧表は、様式に入力し、word形式の電子データで提出してください。

※概要パワーポイントは、スライド2枚以内とし、文字の大きさは12ポイント以上、写真等画像を使用する場合は2つ以内としてください。（送信・受信容量の関係でPDFでの電子データの提出でも構いません）

（2）交付申請での申請書類（面接合格者のみ）

説明・具体例	
補助金交付申請書 (様式第1号)	兵庫県が指定する様式に記入し、郵送で提出してください。 申請は、留学者の保護者名にしてください。 様式は兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。
収支予算書 (別記)	
事業実施計画書 (別紙1)	
誓約書	
債権者登録書 見積書	
保護者の本人確認書類及び通帳の写し	振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるものを提出してください。 なお、振込希望口座の名義人は、留学者の保護者にしてください。

（3）補助金概算払での申請書類（面接合格者で希望する場合のみ）

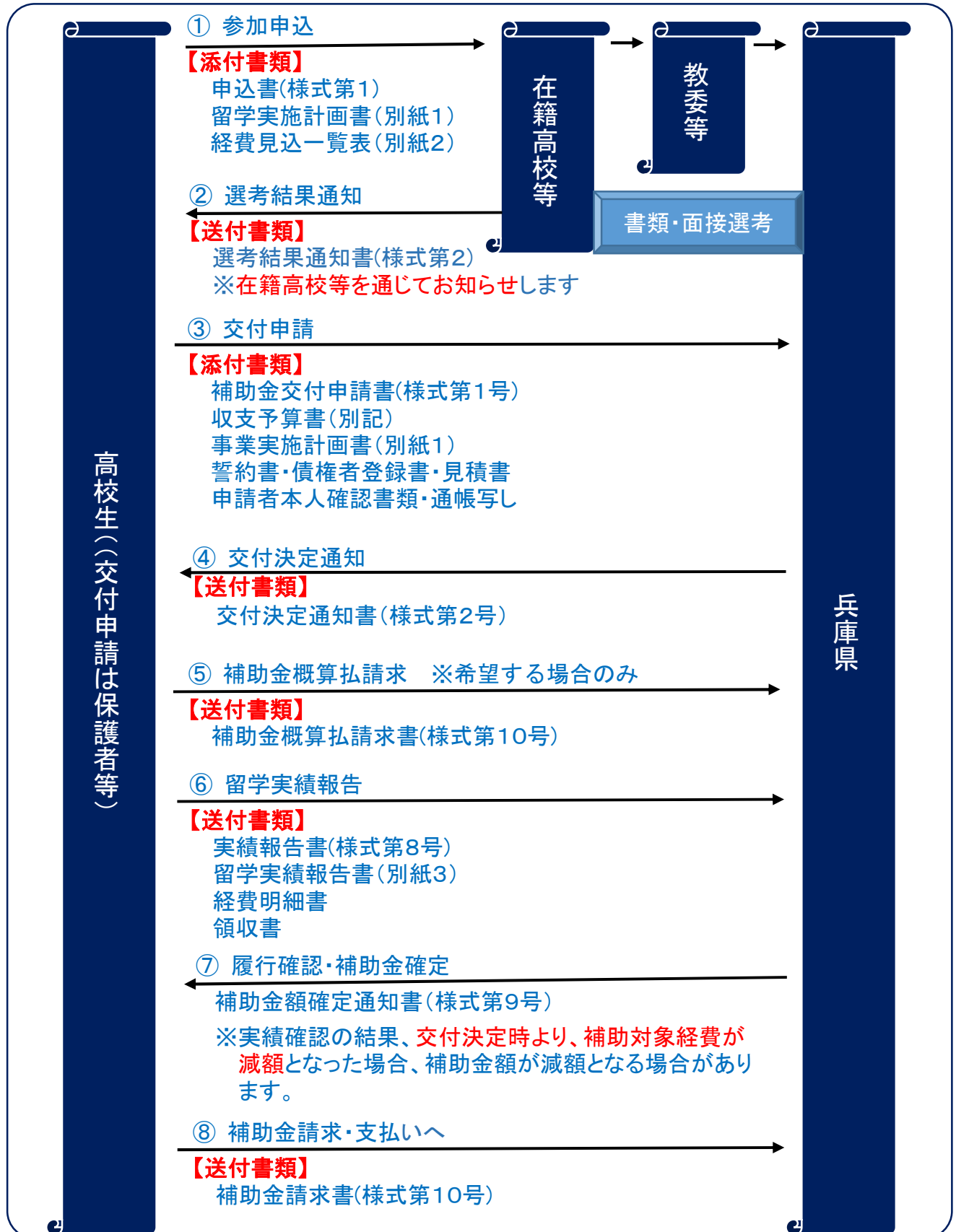
説明・具体例	
補助金概算払請求書 (様式第10号)	兵庫県が指定する様式に記入してください。 申請は、留学者の保護者名にしてください。 様式は兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。

（4）留学実績報告での書類（面接合格者のみ）

説明・具体例	
補助事業実績報告書 (様式第8号)	兵庫県が指定する様式に記入し、郵送で提出してください。 報告は、留学者の保護者名にしてください。 様式は兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。
収支決算書 (別記)	
留学実績報告書 (別紙3)	
経費明細書	

領収書	<p>A4より小さいサイズ書類は、指定する様式に貼付してください。</p> <p>様式は兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。</p>
-----	---

(参考) 申請フロー



8 留学派遣者の選考について

選考はどのように行われますか？

参加申込書に関して、①書類選考を行います。

書類選考を通過した高校生に対して②面接審査（日本語及び英語等）※プレゼンテーション含む）を行い、留学派遣者を決定します。

選考では、留学の目的や現地での活動における意欲・熱意、留学の経験を今後活かす考え方、アンバサダーとして、ひょうごの魅力を発信する意識などに加え、基本的な語学力を確認することとしています。

選考面接で配慮が必要な時は申請できますか？

身体等に障害があり、面接審査を受験するにあたり、配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍高校等を通じて、兵庫県まで相談してください。

9 お知らせ・お願い

（1）申請に必要な書類の入手方法

兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kokusaikoryu/challengeryugaku.html>



（2）申請書・事業報告の審査

内容について、兵庫県から問い合わせをさせていただく場合があります。その場合は、ご協力をお願いします。

（3）合格の取消

合格者の申請内容に虚偽がある、または大幅な変更が生じている、その他責務を怠る等、合格者として適当でないと認められた場合、合格を取り消し、既に支給している補助金の返還を求める場合があります。

(4) 個人情報の利用

兵庫県が、補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。
(それ以外の目的では使用しません。)

なお官公署などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

(5) 補助金の返還

補助金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、補助金の支給決定を取り消したうえで、全額返還(加算金付き)していただきます。

兵庫県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息(年10.95%の割合)が生じます。

(6) お問い合わせ

兵庫県産業労働部国際課交流企画班

開設時間 午前9時から午後5時(土日祝日を除く)

電話番号 078-362-3026

在籍高校等から県国際課への提出先 提出締切は令和7年4月25日(金)

メール challenge_ryuugaku@pref.hyogo.lg.jp

※受信容量の都合により、7MB以内で送付願います。

※県国際課で受信確認したメールに対しては受取の返信メールをお送りしますので、2開庁日以内に返信メールがない場合は、お問い合わせください。

※兵庫県立の高校については、別途の高校への案内のとおり、兵庫県教育委員会事務局高校教育課に提出してください。